

はじめに

東西冷戦が終結した90年代初め以降、国際的な軍縮・軍備管理に向けた取組は、新たな局面を迎えました。具体的には、1992年に化学兵器禁止条約が、1996年には包括的核実験禁止条約（CTBT）が採択されました。国際的な軍縮・不拡散のために、ジュネーブ軍縮会議は、まさに軍縮交渉機関として大きな仕事を成し遂げたのです。また、核兵器不拡散条約（NPT）の無期限延長については、様々な議論がありましたが、1995年に実現しました。米ソ間では1991年に第1次戦略兵器削減条約（START I）が署名され、両国の戦略核兵器削減が開始されました。冷戦終了時2万発を超えていたとされる両国の配備核弾頭数は、現在ではそれぞれ5000発程度にまで減少したとされます。さらに米国は、2007年12月、貯蔵される核弾頭数を冷戦終了時の4分の1にまで削減することを発表しました。英国もフランスも、それぞれの核軍縮努力を行っています。CTBTは未だ発効していませんが、5つの核兵器国の全てとインド及びパキスタンが核実験停止措置をとっています。

一方で、国際政治の新しい展開、グローバル化の進展に伴い、大量破壊兵器とりわけ核兵器の拡散が深刻化しています。特に北朝鮮及びイランの核問題は、国際社会の平和と安定にとり深刻な懸念となっています。北朝鮮については、2006年10月の核実験実施の発表を受けて、国連安全保障理事会はこれを非難するとともに、北朝鮮に対し、すべての核兵器及び既存の核計画の放棄を義務付ける決議を採択しました。また、イランは、累次の国連安保理決議にもかかわらず、国際社会の信頼を回復せずに核兵器開発能力の獲得につながりかねないウラン濃縮活動を継続・拡大しています。更に、2004年にパキスタンのカーン博士らによる核拡散の地下ネットワークの存在が明らかになったことに加え、核分裂性物質の密輸が摘発されるケースがなお散見されるなど、機微な物資・技術等が核兵器開発をたくらむ国やテロリストの手に落ちる危険は絶えず存在しています。このほか、大量破壊兵器の運搬手段となりうる弾道ミサイルの開発も、多くの国が進めています。

このような厳しい国際情勢の中で私たちの安全を確保していくためには、国際社会が北朝鮮やイランの核問題をはじめとする個別の問題に一致して適切に対処していくとともに、NPTとそれを補完する様々な仕組みや取組を維持・強化していくための努力が改めて強く求められていると言えます。NPTの普遍化に向けた粘り強い努力が継続されるべきです。CTBTの発効や兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）交渉開始も重要な課題です。また、その他の大量破壊兵器についても、生物・化学兵器禁止条約の有効性を確保するためには、さらに多くの国が条約に参加すると同時に、条約義務を実効的に実施することが不可欠です。

2010年に予定されるNPT運用検討会議は、このような様々な問題を包括的に議論し、NPT体制を堅持・強化することを目指す、5年に1度の機会です。この運用検討会議のための第1回準備委員会が2007年4月～5月に開催され、日本の天野ウーン代表部大使が議長を務めました。この準備委員会では、議題等手続事項が決定され、各国の考え方をとりまとめた議長サマリーが作成されました。このように好スタートを切った準備プロセスを2010年の次回運用検討会議の成功に着実につなげていくことが極めて重要です。日本としても、同会議の成功に向けあらゆる努力を尽くす考えです。2007年1月、かつて米国で核兵器に関する政策形成者であったシュルツ元国務長官、ペリー元国防長官、キッシンジャー元国務長官とナン元上院議員の共同執筆による「核兵器のない世界に向けて」という論説が発表され、核軍縮に関する新しい現実的かつ具体的な考え方が提示されました。このような幅広い議論は、NPT運用検討会議にも良い影響を与えるものと思われます。このような核不拡散と核軍縮に関する議論

の積み重ねにより、世界の平和と安定が維持され、被爆国日本の悲願でもある核廃絶につながっていくことが期待されます。

これに加え、特筆すべきなのは、近年、国際的なエネルギー需要の顕著な増大と地球温暖化問題への対処の必要性等を背景に、原子力発電が再評価され、その拡充及び新規導入を企図する国が増加するという「原子力カルネッサンス」と呼ばれる流れが顕著になっていることです。ウラン資源等をめぐる国際競争が激化し、日本企業が関与する原子力関連企業の国際的合従連衡も進んでいます。他方で、原子力発電に応用されている技術や機材、燃料となる物質等は核兵器の製造や核テロに使用することも可能であり、原子力事故のリスクと併せ適切に対処する必要があります。現在、原子力の平和的利用に関し、3S（核不拡散の担保のための保障措置（Safeguards）、核セキュリティ（Security）、原子力安全（Safety）の頭文字をとったもの）の確保が、[国際原子力機関（IAEA）](#)においても重視されており、日本が国際協力を行っていく場合にも、この3Sの確保を常に重要な前提条件と位置づけています。また、日本は3S確保のための国際的枠組みへの参加や各国における基盤整備支援等を、積極的に行っています。このほか、核燃料供給保証に関する国際的な議論も活発化しており、日本も、積極的に参加しています。

G8では、大量破壊兵器の拡散防止は常に重要な議題として討議されており、また、具体的行動に共同で取り組んでいます。2002年のカナダ・サミットにおいて、G8各国は大量破壊兵器拡散防止のためのグローバル・パートナーシップに合意しました。日本は、このパートナーシップの下で、各国とも共同しつつ極東におけるロシアの老朽化原子力潜水艦解体作業等の事業に協力しています。2008年7月の北海道・洞爺湖サミットにおいても、不拡散を含む政治問題は主要テーマの一つとして議論される予定であり、日本としては国際的な不拡散体制の強化に向け、G8としての力強いメッセージを发出すべく努める考えです。

以上のような大量破壊兵器拡散の脅威に加え、地雷や[小型武器](#)といった通常兵器によって、一般市民に大きな人道的被害が出ています。この分野では、既に対人地雷について、1999年に発効した対人地雷禁止条約が存在しますが、クラスター弾についても、効果的な規制を行い、不発弾除去等のための国際協力を強化するための国際的な取組が開始されました。また、「事実上の大量破壊兵器」とも言われる小型武器の問題についても、国連での取組が粘り強く続けられています。

このように、軍縮・不拡散は私たちの平和と安全に深く関係しているとともに、人道問題とも関係がありますが、その言葉や内容がかなり専門的であることもあり、一般の人にはなかなかわかりにくい、馴染みにくいということが言われます。また、兵器を開発・保有するのではなく、各国が互いに軍備を制限し合うことにより、安全を確保するという考え方はストレートにはわかりづらいという側面もあります。このため、軍縮・不拡散教育の重要性が近年強調されるようになり、国連総会でも、軍縮・不拡散教育を奨励する決議が採択されています。日本政府は、地方都市で一般の人も参加できる国連軍縮会議を開催したり、被爆経験を伝えようとする市民社会の努力を側面支援する等、積極的な努力を行っています。政府は、軍縮・不拡散に関心を有するNGOの人道支援やビジョン提示の役割を重要と考えており、側面的支援や対話を行ったりしています。

軍縮・不拡散を巡る現状と、その中で日本がどのような役割を果たしており、そのような日本の外交が日本の国益にどのように役立っているのかについて理解を深め、考え、議論して頂くことが、日本の軍縮・不拡散外交の更なる推進に大いに役立つものとなります。この第4版を迎える冊子「日本の軍縮・不拡散外交」は、軍縮・不拡散問題について一般市民の皆様に一層理解していただく一助となるよう作成されました。